

民間企業の勤務条件制度等調査

I 調査の説明

1 調査の目的

民間企業の勤務条件制度等調査は、民間企業における労働時間、休業・休暇、福利厚生、退職管理及び業務・災害に対する法定外給付等の実態を把握し、国家公務員の勤務条件の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び範囲

(1) 地 域

全 国

(2) 調査対象企業

令和7年10月1日現在における常勤の従業員数が50人以上である企業のうち、日本標準産業分類の大分類の農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業及びサービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類されたもの。

ただし、次の経営形態のものを除く。

ア 政府機関及びその関係機関

イ 地方公共団体及びその関係機関

ウ 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関

エ 企業組合等

(3) 調査企業の選定

上記(2)の調査対象企業46,058社を産業別、常勤の従業員数による規模別(以下「規模別」という。)に層化し、無作為抽出法により7,576社を選定した。その規模別企業数は、次表のとおりである。

規 模	調 査 企 業 数
計	7,576社
1,000人以上	1,264社
500人～999人	1,380社
100人～499人	2,552社
50人～99人	2,380社

3 調査事項

令和7年10月1日現在における次の事項

(1) 企業に関する事項

- ア 企業の名称
- イ 所在地
- ウ 主な事業内容
- エ 企業全体の常勤の従業員数

(2) 休暇制度等が使用できないときに勤務できない場合の取扱いの状況

- ア 特別な事情が発生したことに伴い勤務できない場合の対応
- イ 特別な事情の内容
- ウ 勤務できない場合の勤務の取扱い
- エ 欠勤とする場合の給与の扱い
- オ 欠勤を認める期間の上限の有無及び上限がある場合の最大の期間

(3) 自律的な働き方に関する労働時間制度

- ア 日々の労働時間を自ら決定できる従業員の有無
- イ 日々の労働時間を自ら決定できる従業員に適用している労働時間制度
- ウ 日々の労働時間を自ら決定できる従業員が従事する職種
- エ 制度の適用に当たり法定要件以外で考慮する要素
- オ 制度の適用対象となる従業員の割合
- カ 制度の適用対象となる従業員のうち、現に制度が適用されている従業員の割合

(4) 業務災害及び通勤災害に対する法定外給付制度

- ア 法定外給付制度の有無
- イ 給付額の決定方法
- ウ 給付額

(5) 従業員の退職管理等の状況

- ア 事務・技術関係職種の従業員の状況
- イ 定年制の状況
- ウ 継続雇用制度の状況
- エ 継続雇用制度の上限年齢及び上限年齢の変更予定
- オ 役職定年制の状況
- カ 役職及び役職別の役職定年制の有無と年齢
- キ 役職定年後の状況
- ク 退職給付制度の状況
- ケ 企業年金の種類

4 調査対象従業員の範囲

原則として、期間を定めず雇用されている常勤の従業員に限るものとし、臨時の者を除く。

5 調査対象の制度等

調査の対象とする制度等は、労働協約・就業規則又は会社内規などによることとし、その制度が企業内の組織、職種等により区々である場合には、特に指定のある場合を除き最も多く適用されている制度を回答することとした。

6 調査方法

すべての調査事項について、オンライン調査システムを利用した回答を可能とした上で、郵送調査を

本社(本店)に対して行った。

7 調査の実施期間

令和7年10月1日～同年11月30日

8 集計企業と集計方法

回答のあった3,908社のうち、規模が不適格なもの等を除いた、残り3,767社について独立行政法人統計センターに依頼し、集計を行った。なお、集計に当たっては、結果の数値を母集団に復元し、特定の規模及び産業の企業に偏った結果が出ることのないよう配慮している。

以 上